

2016年 12月2日

玉野市長
黒田 晋 殿

日本共産党玉野市委員会
委員長 井上 素子
日本共産党玉野市議会議員団
団 長 松田 達雄
西 渕 大 助

2017年度玉野市予算編成にあたっての申し入れ

安倍・自公政権による集団的自衛権行使容認の閣議決定、安保法制＝戦争法の強行など立憲主義を破壊する暴走政治のもと、南スーダンPKO派兵の自衛隊に「駆け付け警護」などの新任務付与によって、自衛隊が「殺し、殺される」最初のケースになりかねない深刻な事態に直面しています。さらに沖縄の新基地建設、原発再稼働、TPP推進、労働法制の改悪、消費税増税など、国民多数の民意を無視した悪政を強行しています。国民には年金カット、介護・医療など社会保障の連続改悪の押しつけ、その一方で、大企業への4兆円もの減税など、大企業・富裕層を優遇する、国民犠牲の「アベノミクス」政治によって、格差と貧困が拡大し、中間層の疲弊が急速に広がっています。

こうした暴走政治に対して、立憲主義をとりもどし、格差と貧困をただす経済民主主義の改革を求める「市民と野党の共闘」の前進など、新たな共同の国民運動が発展しています。

国民犠牲の政治によって、市民の暮らしと地域経済は大変厳しい状況が続いているだけに、今こそ国の悪政から市民の福祉・暮らし・教育を守り、向上させ、地域経済を再生する市政の取り組みが強く求められています。市民に寄り添った、希望の持てる玉野市づくりのため、2017年度予算編成にあたって、下記の重点要望の実現に向けて取り組んでくださいますよう申し入れます。

記

【玉野市行財政改革大綱実施計画案（案）について】

1. 玉野市行財政改革大綱（案）は、市民への負担増や必要な住民サービスの切り捨てが計画されており、改革大綱（案）は撤回し、全面的に見直すこ

と。不要不急の施策や費用対効果の低い事業など、ムダづかいを抜本的に削減、見直すことで、住民サービスの維持と市民のセーフティネットを守り、多くの市民が納得し理解できる行財政改革にすること。

2. 行財政改革大綱（案）個別計画では、
 - ① 「消防出張所の人員削減」は市民の安全・安心の防災対策を軽視するもので取りやめ、巨大地震等を想定して体制充実を図ること。
 - ② 「公民館・市民センター機能の集約化」は、超高齢社会への対応に逆行するものであり、計画を見直すこと。
 - ③ 「コミュニティハウスの地区への譲渡」は見直し再検討すること。
 - ④ 玉野海洋博物館の指定管理者制度導入や民間譲渡、廃止などの検討は取りやめ、もっと現場の声を聞き、博物館の充実をはかること。
 - ⑤ サンライフ玉野及びスポーツ振興財団の指定管理者制度更新手続きは取りやめ、現管理者の管理とすること。
 - ⑥ 「ごみ処理における広域化」は、市民参加の協議会等で見直し、再検討すること。
 - ⑦ 「民間活力の有効活用」の名で、活力が低下した借り手のいない既存の商業施設の空きフロアに、図書館等を新設移転し入居するなど、民間救済ともいえるべき施策であり、民営化、民間委託等は中止すること。
 - ⑧ 岡山県税滞納整理推進機構は憲法で保障された住民の諸権利を軽視し、強権的な徴収が行われている側面があり、職員派遣はやめること。
 - ⑨ ごみ処理有料化の検討ではなく、本格的、計画的にごみ排出量削減、ごみ処理経費の削減、見直しをすすめること。
3. 総合計画との整合性を図るため、経常収支比率の目標数値は90%未満とし、毎年、住民本位の視点から検証し、目標達成をめざすこと。
4. 行財政改革大綱（案）の見直しでは、各部・課・係の全職員の英知を結集して、肥大化した不要不急、費用対効果の低いムダづかいの諸施策、諸事務事業を洗い出し、全職員の意識改革とともに共通認識とするため、半年、1年かけてボトムアップで、財政体質を改善する住民本位の行財政改革にすること。
5. 図書館・中央公民館の商業施設・メルカへの移転整備は、商業施設が高潮被害に遭い、建築物の劣化、腐食が懸念されているだけに、宇野港土地（株）の責任で耐震診断をうけ、必要な場合は耐震改修を行うこと。また、この新設移転は行財政改革に逆行するムダづかいであり、指定管理者制度導入を中止し、抜本的に見直しを図ること。

6. 中心市街地活性化事業は取りやめること。協働のまちづくり事業、瀬戸内国際芸術祭、シティーセールスなどの事業費の見直し、削減を進めること。
7. 市民に行政情報を積極的に公開・提供する重要な手段である「回覧板チャンネル」を復活し、議会放映予算は市当局での予算化にすること。
8. 公民館活動はこれまで通り原則無料にもどすこと。本来の公民館活動から逸脱する高額な受講料や参加費を徴収する団体等の諸活動には、使用料を徴収するなどの見直しを行うこと。

【総務部・政策部・財政部】

1. 消費税増税に反対し、税金は大企業・富裕層への行き過ぎた減税をもとに戻し、応能負担を原則に適正に課税するよう国に要請し、増税中止を働きかけること。
2. 「戦争への道」をつくる憲法違反の戦争法（安保法制）と、秘密保護法の廃止を国に求めること。
3. 沖縄辺野古への米軍新基地建設に反対するとともに、オスプレイの配備と低空飛行を中止するよう、国に働きかけること。
4. 台風などによる浸水・土砂災害への減災対策は、防災面から土地利用・開発を見直し、日常的に防災対策を推進すること。
5. 水門・樋門の開閉・管理の在り方、排水ポンプ設置の課題、排水路の整備などを全面的に見直し、強化すること。また、宇野・築港等の県管理の河川水門は県に強く働きかけること。
6. 災害の際の避難所となる学校・園をはじめとする公共施設の耐震化を優先し、財源確保を国に働きかけること。また、建物・住宅の耐震診断・耐震化対策を強め、補助制度を拡充すること。家具等の転倒防止対策の啓発を強め、補助制度を創設すること。
7. 災害に強い「防災のまちづくり」を最優先課題として推進するために、自主防災の組織化、活動持続のための支援と既存組織の強化、実効性のある「ご近所助け合いネットワーク」を構築すること。災害時における要援護者への地域での支援体制を強化し、拠点避難所の備蓄品等の整備を早期に図ること。高齢者・障がい者等の福祉施設の状況を把握し、耐震化を急ぐこと。
8. 「原発ゼロ」を実現するため、原子力発電所を再稼働しないよう国に働きかけること。また、国に対し再生可能な自然エネルギーへの転換をはかるよう強く求めること。

9. 保育所、学校給食センターなどの民間委託や民営化はやめること。老朽化した給食センターや市民病院建設をはじめ、優先度の高い公共施設整備については、早期に財政計画を含めた整備計画（構想）を策定し、公設公営での新設運営とすること。
10. 指定管理者も情報公開条例の対象とし、その運営に対して議会や住民の意見が十分に反映でき、チェック機能が果たせるようにすること。
11. 市税や公共料金の値上げをやめ、減免制度を拡充すること。滞納分の徴収については、強権的な徴収は中止し、滞納者への生活相談に親切丁寧に応じること。岡山市町村税整理組合、岡山県滞納整理推進機構への移管については直接市民と話し合いをして合意の確認をとった後に、負担能力が十分あるにもかかわらず意識的に滞納している場合に限ること。
12. 大企業の「横暴・身勝手」を許さず、派遣・非正規労働者の解雇や下請け単価の引き下げなどは決してしないように行政としても厳しく対処すること。「残業代ゼロ法案」に反対し、労働者派遣法の抜本改正、ブラック企業の根絶などを国に求めること。
13. 小規模工事等契約希望者登録制度を市内・市内中小零細業者に周知徹底し、制度を十分に生かすこと。
14. 地域内循環型の地域経済づくりをすすめるため、「玉野市地元企業優先発注等に係る実施方針」を実効あるものにする。
15. 交通弱者にとって真に機動的で便利な交通対策として、シーバス、シータクの運行路線を拡充すること。特に、バス路線が廃止された、向日比、日比地区からの市役所、市民病院への直通シーバス運行を実施すること。シータク停留所は地域の要望を生かし増設すること。
16. 両備特急バスの乗降箇所について、広瀬バス停を加えるよう申し入れること。また、バスのステップは低床にするよう要請すること。
17. 入札・契約制度をより透明性・競争性・客観性の高いものに改善し、公共工事や契約単価のコスト削減をはかること。予定価格の事前公表制を維持すること。
18. 市の外郭団体・第3セクターなどの監査を実施し、代表監査の兼務はやめ、民主的で公正な監査が行なわれるように体制を強化すること。

19. 行き過ぎた職員削減はやめ、臨時職員依存の体制を見直し、将来を見据えて正規職員を計画的に増員し、業務の遂行を円滑にすすめること。「官制ワーキングプア」をなくし、公契約条例を制定すること。臨時職員などの労働条件を改善し、時給1000円以上にすること。
20. 都市整備員などの現業職を確保し、直営による整備体制を確立すること。
21. 非核三原則の法制化を国に求め、「非核平和都市宣言」を実効あるものにするとともに、平和行政を推進し「平和の日」を設定すること。自衛艦の見学を中止すること。
22. 宇野港の軍事利用や自治体職員・関係職員の軍事体制の協力はいっさい拒否すること。「国民保護計画」を実施せず、避難訓練は市民に強制しないこと。
23. 学校や公共施設、公衆トイレで洋式トイレの未設置をなくすよう整備をすすめること。
24. 地方自治・住民自治を破壊する道州制の推進や新たな市町村合併に反対すること。
25. 宇高航路存続のため、国に対して特別の支援策を講じるよう強く求めること。
26. 住民の安全と農作物を守るため、総務部・産業振興部を中心にイノシシの捕獲量を飛躍的に増やす取り組みを強め推進すること。また、防護柵設置の補助についてはよりいっそう拡充すること。
27. 公共施設の整備計画策定にあたっては、関係住民と十分な協議を行い、「協働のまちづくり基本条例」に基づく住民参加・合意を徹底すること。
28. 市の協議会・審議会などの会議は情報公開を徹底し、市民と情報を共有する開かれた市政をすすめること。
29. 政府の鋳型にそった地方創生・地方版総合戦略ではなく、自主的、総合的視点から見直し、海士町などの先進事例に学び、実効ある地域社会の再生計画にすること。

【社会福祉部】

- (1) 高齢者の人間としての尊厳を守る福祉・介護の充実のために

1. 介護保険制度の充実のために

- ① 「自立・自助・共助」の名で国の責任を後退させ、憲法25条の生存権を否定する「社会保障制度改悪」に反対すること。
- ② 要支援、要介護軽度者を保険給付から外すなどの介護サービスの切り下げをやめること。利用料・保険料の負担増を中止するよう国に強く働きかけること。
- ③ 総合事業における「現行相当サービス」の対象者は「要支援1、2と事業対象者」とし、「身体介護が必要な者」「認知機能の低下した者」などの条件をつけてサービス切り捨てを行わないこと。現行利用者は引き続き同等のサービスを維持できるようにすること。
- ④ 市独自の保険料・利用料の減免制度を拡充し、保険料を引き下げる。介護保険の国庫負担を30%に引き上げるよう求めること。国・県に減免制度の支援を要請すること。
- ⑤ 待機者ゼロにむけて特別養護老人ホームなど介護施設の増設をすすめること。待機者の実態調査を毎年行い事業計画に随時反映させること。特養ホーム入所に際して低所得者対策を講じること。
- ⑥ 介護労働者の労働条件の改善、介護の人材不足、経営難などの解決のため介護報酬引き上げを求め、保険料値上げに連動させないよう国に要求すること。
- ⑦ 介護保険に対する住民の苦情を公平に処理するため、市に苦情処理機関（オンブズパーソン）を配置すること。
- ⑧ 地域包括支援センターが高齢者を支えるための本来の目的と役割が果たせるよう市の責任を明確にし、「介護難民」をつくらない体制を強化すること。本格的な介護予防体制をとり、地域支援事業を充実させ、24時間相談体制の確立と各種相談事業の充実を図ること。また、給食サービス事業が高齢者の食生活の保障と安否確認に有効に生かされるよう拡充すること。
- ⑨ 利用者や介護労働者に対する不適切な処遇や不正請求が行われないう事業者に対し、県とともに指導監督をすること。また、各事業所の「介護」の質を高めるための研修等を充実し、適切な運営となるよう指導すること。

2. 「すこやかセンター」に住みだれもが気軽に楽しめる入浴施設の建設計画を策定すること。田井の福祉センターの入浴施設は改築し、デイサービス専用入浴施設と一般高齢者等が利用する入浴施設に分離し、

施設を拡充すること。

3. 地域の安心見守り活動を強めること。新聞販売店等の協力事業所を増やすこと。

(2) 障がい者・難病患者の平等・社会参加を保障する福祉充実のために

1. 障害者小規模作業所の家賃・運営への補助の増額と仕事の斡旋に協力すること。また、障害者就労相談支援事業を実効あるものとし、強力な行政指導で障害者の雇用をすすめること。
2. 障害者総合支援法の応益負担を廃止するよう国に働きかけること。応益負担は、補助制度をつくって軽減すること。障害者の声を聞いて、グループホーム等を増設し、地域支援事業を充実させること。
3. 在宅の重度障害者のショートステイは市民病院でも受け入れを整えること。
4. 単県医療費公費負担制度の「改悪」—自己負担の導入、65歳を超えてからの障害者を対象者とししないなどを撤回するよう県に強く要請すること。関連する市の制度改悪も撤回して元にもどし、特に重度心身障害者の医療費は無料にすること。
5. 3級障害者・難病者の医療費負担軽減のために独自の補助制度をつくること。
6. 福祉タクシー制度を早期に創設し、障がい者やお年寄りにやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること。特に公共施設や公園内には必ず障害者トイレを設置し、バリアフリー化を推進し、ノンステップバス・低床バスの導入をはかり運行すること。
7. 就学前の障害児の療育・発達支援のためのデイサービス利用料は無料にすること。

(3) 人権尊重の生活保護行政をすすめるために

1. 生活保護の改悪に反対すること。申請の権利を守り、「扶養義務の過度な強調」、窓口での不当なしめ出しはやめること。失業や身体の不調などの場合も生活実態をよく把握して、機械的に就労年齢を理由に排除しないこと。支給額の変更は必ず内訳と理由を示すこと。

2. 灯油代が高止まりし、冬期加算ではならず、健康と生活を脅かしています。早急に加算等支援策をとること。
3. 老齢加算を早期に復活するよう国に働きかけること。

(4) 子どもは宝、子育て支援の充実のために

1. 公立保育園を守り、質の高いより良い保育に市が直接責任をもち、市内全保育園の保育士・職員の研修を充実すること。民間保育園の外部第三者会議の設置・開催と評価、保護者アンケートの実施など協定書を遵守し、市の関与を強め、保育環境や職員体制の充実を図るように指導し、子どもの最善の利益を保障する保育行政に改善すること。
2. 産休明けゼロ歳児から乳児保育、延長・休日保育、病児・障がい児保育等の特別保育の実施園を増やし、拡充すること。年度途中の待機児をなくすこと。
3. 保育料を軽減すること。無条件に第二子の保育料を四分の三、第三子の保育料を二分の一にすること。
4. 保育園・幼稚園の耐震化をすすめること。
5. 発達障害児が保育園や幼稚園での集団生活で成長できるよう職員体制を充実すること。
6. 認定こども園は民営化しないこと。また、認定こども園への移行は、問題点を解消し、地域の声を反映させ慎重に対応すること。
7. 保育の市場化をすすめ、公的保育制度を改悪する「子ども・子育て新システム」関連法の見直し、改善を求めること。
8. 学童保育の土曜日の開所をふやすこと。補助金を増額して指導員の身分保障と労働条件の改善、施設・備品、冷暖房設備を整備し充実すること。過密にならないよう施設を適切に分離・増設すること。
9. 児童館を増設し、児童公園・遊園地をはじめすべての公園遊具の安全点検ならびに定期的な清掃をすること。
10. 子どもの医療費公費助成を拡充するよう国・県に要請し、市独自で高校卒業まで医療費無料化を実現すること。

11. アトピー対策の予算を組み調査・研究をすすめること。また、喘息児童の実態調査を実施し、大気汚染の改善に努めるとともに、子どもたちの健康を守ること。
- (5) 女性の採用、市の管理職への女性の登用を積極的にすすめること。各種審議会の公募枠を増やすとともに、女性委員を増員し、女性の地位向上をはかるため男女共同参画社会をめざした諸施策を積極的に実施すること。DV対策は、相談事業などを市民に広く知らせ、生活・住宅・就職支援を強化すること。加害者向けのケアプログラムを構築し、対策を強化すること。

【市民生活部】

(1) 命と健康を守る社会保障制度としての国民健康保険制度にするために

1. 一般会計からの繰入金を増額し、1世帯1万円の国保料の引き下げを行うこと。均等割・平等割も減免対象とし、特に収入が生活保護基準の1.3倍以下を基準に減免制度を拡充すること。
2. 被保険者に差別・生存権の侵害をもたらす短期保険証や資格証明書交付はやめること。
3. 国保への国庫負担金を元の45%にもどし、県の補助金を大幅に増額するよう求めること。
4. 高額療養費の受領委任払い制度の活用をすすめること。限度額認定証や食事代の減額制度などを周知徹底すること。国保法44条の窓口負担減免を実施すること。
5. 乳幼児医療費の無料制度に対する国のペナルティーをやめるよう国に強く求めること。一般会計からその削減分に相当する繰り入れは無条件に行うこと。
6. 国保事業の広域化は中止し、市町村国保への国の財政支援を拡充するよう国に求めること。
7. 70歳からの医療費自己負担分の2割への引き上げはやめ、元の割合にもどすよう国に要請すること。

8. 国保の検診を拡充し、市民病院での人間ドックを復活させること。特定検診やかん検診の受診率向上を図り、医療費分析等をもとに健康づくりの取り組みを抜本的に強化すること。

(2) 後期高齢者医療制度の廃止を

1. 後期高齢者医療制度はただちに廃止するよう国に要請すること。
2. 75歳以上の高齢者の医療費無料制度を国に要望すること。
3. 軽減制度の縮減、廃止をやめること。

(3) みんなで楽しい健康づくりを

1. ヘルスアップやスイミング、ウォーキングや講演会など健康増進・保健活動を動機付けに終わらさないで、みんなで楽しい健康づくり、予防づくりのため継続できるようグループ活動の組織化など様々な援助をすること。健康づくり体操の普及推進をはかり、健康づくり先進都市をめざすこと。
2. 市民の健康づくりを総合的に推進し、保健師・栄養士の体制を拡充し、食育、保健指導の充実をはかること。「健康たまの21」計画の位置づけを強め、その実効ある推進をはかること。
3. がん対策条例を策定し、総合的にがん対策を推進すること。

【玉野市民病院の民営化を中止し、公設公営での経営改善・改革をすすめ、

医療体制・救急体制の充実をはかること一】

1. 公設公営で市民の願いに応える病院改革を実施すること。平成博愛会との業務提携による経営改善策を検証し、指定管理者制度導入による民営化はやめること。市民病院の建設計画、財政試算を策定すること。民営化問題と病院の現状について市民説明会等を開催し、市民アンケートで市民の声を聞くこと。
2. 療養病床をつくり医療難民をつくらない高齢化に対応したものにすること。病床削減をやめて、一般病床は将来を見越した適切な規模にすること。
3. 市民病院の経営改善は、患者の声や要望、職員の意見をよく汲み上げ、安易な患者負担、職員の労働条件の切り下げに陥らず、医師団の団結と

帰属意識・経営意識を高め、医師団の率先した働きで病院を改革していくこと。モニター制度や患者・市民アンケートの声を生かした病院運営をすすめること。

4. 新薬より価格の安いジェネリック(後発薬)に切り換える努力を一層すすめること。
5. 深刻な医師不足や国の医療破壊政策から地域医療と市民病院を守るため、市・医療関係者・住民が参加する協議会を設置し、より一層市民との協働・参加を推進すること。
6. 市民病院への市からの繰入金は、他市の状況も調査して適切なものに改善すること。

【建設部】

1. 老朽化した市営住宅の建て替えをすすめ、修繕・補修を早期に行うこと。空き部屋への修繕は1か月以内に終え、早期に入居できる整備体制をつくること。現行の公営住宅政策を抜本的に見直し、地域のバランスを考慮して計画的に市営住宅の建設・増設をすすめること。
2. 既設市営住宅の駐車場を有料化しないこと。
3. 公営住宅の継承は、低所得者の追い出しにならないよう柔軟に対応すること。募集は抽選での落選回数が多い人、社会的に弱い立場の人を優先するよう見直すこと。入居の際の連帯保証人が困難な場合は、条例にもとづく運用で取り扱うこと。
4. ソーラス条約による港の閉鎖については、日比港、宇野港第三突堤、宇野港第一突堤東側の新堤防への住民・釣り人等への過度な立ち入り制限を見直し、港を一層開放するよう引き続き県に申し入れること。
5. 市街化区域以外の地域で行なわれている区長・土木指導員中心の地域要求の取りまとめだけでなく、市は個別的・随時的要求についても対応するよう見直し・改善をすること。
6. 側溝整備やカーブミラー設置などの地域要望について、町内会長による要望一本化や要望書提出などを一律の要件とせず、以前のように様々な住民要望に誠実に対応し、実現をはかること。
7. 「空き家条例」を制定し、危険な空き家等を適正管理すること。

【環境水道部】

- (1) 自然環境と健康を守るため、自然エネルギー導入と循環型社会への推進を

1. 太陽光発電、小規模風力発電、小水力発電など自然エネルギーの利用を計画的に推進し、啓発をすすめ、助成制度を拡充すること。
2. 「ヒ素及びその化合物」等の有害大気汚染物質及び硫黄酸化物等の大気汚染対策を強化し、製錬所等の発生源企業への指導を強め、きれいな大気を取り戻すこと。
3. 岡山市等とのごみ処理広域化は課題・問題点も多く、住民参加でその是非を含め慎重に検討すること。
4. 直島の豊島産廃処理だけでなくエコタウン事業の情報公開も徹底させ、市民参加の監視・協議体制を確立し、大気測定局の新設、年4回以上のダイオキシン等の定期測定を実施するよう香川県・岡山県に働きかけること。市独自でも予算化し実施回数をふやすこと。
5. 産業廃棄物の排出者、発注者責任を明確にし、不法投棄を厳しく取り締まること。特にゴミ焼却場や廃棄物中間処理施設、最終処分場などに対する周辺環境や住民の意見をよく調査して、悪臭・大気汚染・水質など適正な監視・指導を強め生活環境を守ること。
6. ダイオキシン対策、環境ホルモン対策を抜本的に強化すること。特にゴミ焼却場や中間処理・最終処分場などのダイオキシン調査を実施し公表すること。
7. 残土や土砂捨て場、土砂採取、採石に対する規制を条例化し、山林や自然環境を守り災害防止をはかること。
8. 山中に不法投棄されている車、粗大ゴミ・引越しゴミなど調べて責任を明らかにするとともに、ただちに撤去し、不法投棄の防止対策をきめ細かくとること。
9. アスベスト対策について労災保険及び被害者補償など救済措置は企業及び国の責任と費用で行うよう国に要請すること。建築物解体時などの暴露防止対策を徹底するよう事業者を指導し、従事者や周辺住民の健康を守ること。市の補助制度を周知徹底すること。
10. 自治体と住民に負担を押し付ける現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任」に基づいて抜本的に見直すよう国に求めること。ゴミの減量化・再資源化のためにも徹底した分別をすすめ、特に事業系ゴミの分別を徹底し減量化をすすめること。

11. 神登山は「生活環境保全林整備事業」として整備がすすめられ、憩いの場として市民が活用されているため、禁猟区の指定を県に求めること。

(2) 財政状況に見合った適正な上下水道整備を計画的に

1. 公共下水道計画は抜本的に見直し、財政健全化をはかりつつ、三井造船の下水道接続を早期に完了するよう指導すること。
2. 下水道会計の建設改良費等の整備費と一般会計普通建設費・投資的経費を加えた財政分析、他都市との比較を行い、健全財政に向けた行財政改革を推進すること。下水道料を値上げしないこと。
3. 上下水道施設の耐震化を計画的にすすめること。

【産業振興部】

1. TPP（環太平洋連携協定）、日米FTA（自由貿易協定）、日豪EPA（経済連携協定）には断固反対し、日本の農業を守り、食料自給率向上、食の安全、国民皆保険制度を守るよう政府に申し入れること。
2. 地域内循環型経済対策の観点から店舗・住宅リフォーム助成制度を創設すること。
3. 地域経済と雇用を守り発展させるために、小規模企業振興基本法に基づき「玉野市中小企業振興基本条例」（地域経済振興条例）を制定し、戦略的、政策的に雇用拡大と中小商工業支援を強化すること。
4. 責任共有制度の導入に対応し、これまで通り保証協会が100%保証する市融資制度を新設し、中小業者の安定的な資金調達を維持すること。
5. 銀行の「貸し渋り」「貸しはがし」や保証協会の「保証渋り」をやめさせるよう国・県に指導の強化を求めること。
6. 中小商工業の実態把握を行ない、中小零細業者の声を生かし、政策に反映するため中小業者団体懇談会をつくること。
7. 「開発条例」を「拡大運用」した、槌ヶ原地区での大型店開発計画を中止し、「歩いて買い物ができる」という地域住民の要望にこたえて小・中規模店に限定し、大型店進出を規制する「市開発条例」に見直すこと。
8. 大型店・大資本系列店の無秩序な出店を規制し、地域商店街、商店の活性化をはかること。空き店舗活用や照明、駐車場整備、高齢者への宅配支援、プレミアム商品券補助、イベント等開催、環境整備など、関係者や団体の要望を踏まえて、まちづくり・商店街振興をすすめること。

9. 若者支援対策室（係）を設置し、若者の就職・婚活支援など総合的な施策を推進するとともに、若者の雇用をまもり、特に新卒者の就職は100%確保できるよう企業に要請すること。
10. 生活に困窮したすべての失業者に対する生活支援・住宅保障、求職支援を行う総合的な支援体制をつくること。
11. 中小農家を農政の対象から外す農業政策ではなく、「家族で成り立つ農業」にむけて「価格補償」「所得保障」制度の確立・充実をすすめ、農家の営農意欲の向上、後継者育成につながるものにし、農業振興をはかること。耕作放棄地対策を強化すること。
12. 開発による漁場の縮小・荒廃のすすむなかで、補償漁業でなく、海をきれいにし、環境整備を行い、養殖漁業・観光漁業など漁業の近代化・振興をはかり、後継者を育成すること。
13. 「(有)みどりの館みやま」は、市内中小商業者への影響を十分に配慮し、地産地消、地元農業振興の立場を堅持し、経営を見直すこと。
14. 中心市街地活性化計画における不要不急の無駄使いは中止すること。それ以外の地域についてもバランスのとれた地域振興・活性化策を合わせてすすめること。
15. メルカ「玉野街づくり株式会社」の運営を一層透明化し経営改善をはかること。テナントや入店者の意見をよく聞き、市民の買物や交流・憩いの場として発展するよう対策をとること。
16. 定住促進策を強化し、ホームページ等による統一した定住促進広報を充実すること。

【教育委員会】

1. 30人以下学級の早期実現をはかるため、正規教職員を大幅に増員し、その実現を国・県に求めること。当面、中学3年まで35人学級を拡大すること。
2. 憲法にもとづく教育行政をすすめ、「日の丸」「君が代」の押しつけを行わないこと。教育の自主性を侵す「教育振興計画」の撤回を国に求めること。

3. 教育をゆがめる「全国いっせい学力テスト」への参加をやめ、国に中止を求めること。学力テスト結果の公表はしないこと。県が独自で行う学力テストの中止を求めること。
4. 過度の競争主義、管理主義にメスを入れ、「教員評価」など行政による統制をやめ、教職員・子ども・学校の自主性を尊重すること。教員の過重負担をなくすための人的配置や仕事の改善を行うこと。
5. 子どもの貧困に対する支援を強めるため、就学援助等の経済的支援を拡充すること。
6. 子ども・教職員・保護者・地域住民などが共同して一人ひとりの子どもの成長と発達を中心においた住民本位の学校づくりをすすめ、子どもの学力保障、いじめ、暴力事件、非行や不登校対策などの取り組みを強め、豊かな教育条件の整備を確保すること。
7. スクールソーシャルワーカーの配置を充実させ、子どもたちの生活改善を図るとともに、スクールカウンセラーの相談体制を拡充すること。
8. 「子どもの権利条約」を普及し、実効あるものにし、平和教育を重視すること。
9. 学校・園の耐震化を早期にすすめること。子どもの安全のために老朽化した学校施設は早期に改築・改修すること。
10. 需要費・備品費などの学校運営費、教育予算を大幅に増やして保護者負担の軽減をはかるとともに、PTAからの寄付・学校援助費を減らしていくこと。
11. 学校図書費を増額し、司書の正規職員化をすすめ、学校図書館を充実すること。市立図書館の活用については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」をもとに目標を設定し、その充実をはかること。
12. 学校給食は教育の一環として重視し、正規職員を増員確保すること。民間委託はしないこと。地元の食材を利用し地産地消を促進・支援すること。自校方式を含め学校給食の在り方を検討すること。調理場の空調設備設置など施設を改善、安全な食器の使用、給食材料などの安全性を確保し、O157などの食中毒対策を徹底すること。アレルギー対策を充実し、保冷・保温庫を設備しておいしい給食にすること。

13. 荘内小、第二日比小における遠距離バス通学費を無料にすること。
14. 通常学級に障害をもつ子どもが在籍する場合は、支援員配置を含む複数担任制にすることをはじめ、特別支援教育は十分な体制で子どもの発達・学習を守ること。
15. 学校の教室に順次、エアコンを整備すること。
16. 奨学金制度の拡充をすすめ、給付制の奨学金制度を創設すること。
17. 市立高校の施設整備、需要費、備品費など計画的に増やし、保護者負担を軽減すとともに特に入学時の負担を減らすこと。
18. 学校のトイレの総点検を行い、汚い、臭い、壊れているなどの個所はすぐに改修し、トイレを快適に使えるようにすること。
19. 社会教育の地域拠点として、本来の公民館活動を充実させること。
20. 私学助成の拡充を国・県に求めること。

以上。